

1 DV防止・被害者保護の強化

(1) 通報・保護命令の対象となるDVの形態の拡大^(※)

「身体に対する暴力」だけでなく、精神的暴力(「心身に有害な影響を及ぼす言動」)についても、「発見者による通報」や「保護命令」の対象とすること。

(2) 通報や保護命令などの対象者の明確化

通報や保護命令などの対象として、同性カップルが含まれることを明記すること。

(3) 保護命令の発令の簡易・迅速化

保護命令の迅速な発令を促すため、無審尋での発令要件を明確化すること。

(4) 接近禁止命令の効力期間の伸長等の検討

接近禁止命令の効力期間(現行6ヵ月)を伸長し、延長を可能とすること。

(5) 保護命令に関する検討条項

- ✓ 被害者による保護命令の申立てが困難な場合における、被害者の子を含めた「親族」が本人に代わって申立てを行う仕組みについて、政府に検討を義務付けること。
- ✓ 保護命令の発令に際し、被害者の子の意向の反映など、子の最善の利益が十分に確保されるような仕組みについて、政府に検討を義務付けること。

2 被害者及びその子に対する支援の強化

(1) 既存の被害者支援措置等の強化

- ✓ 「被害者の権利擁護」・「被害者の子に対する支援」を前文に明記すること。
- ✓ 福祉事務所による被害者の自立支援措置の実施を義務化すること。
- ✓ 被害者からの行政機関への苦情に関し、処理手続(文書通知等)を整備すること。

(2) 被害者及びその子の生活の安定を図るための措置の新設

被害者の心身の健康の回復、経済的な自立の支援等の措置を明記すること。

(3) 被害者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会の新設等の検討

- ✓ 地方公共団体に、関係機関等で構成される協議会(DV被害者版の「要保護児童対策地域協議会」)を設置する努力義務を課すこと。
- ✓ 被害者の支援等に関する配偶者暴力相談支援センターの業務を拡充すること。

(4) 民間団体等に対する支援の強化

- ✓ 国・地方公共団体による民間団体への援助として、「財政援助」を明記すること。
- ✓ 民間シェルターの体制整備(専門人材の育成・確保等)への支援を規定すること。

(5) 被害者及びその子が引き続き居住できる制度についての検討条項

「長期退去命令」の創設など、被害者及びその子が引き続き同じ住居で居住し続けることができる制度の創設について、政府に検討を義務付けること。

3 加害者更生に関する施策の充実^(※)

基本方針及び都道府県基本計画の記載事項として、「加害者更生プログラムの実施に関する事項」を追加すること。

(※ 令和元年児童福祉法等改正法における検討事項(附則8条)となっているもの。)